

## 感染症広域情報

件名:ジカウイルス感染症に関する注意喚起

### 【ポイント】

- 発熱、発疹などの症状を引き起こすほか、胎児に小頭症などの先天性障害をもたらす可能性があるジカウイルス感染症の症例数は2017年以降、世界的に減少しましたが、中南米、アフリカ、アジア太平洋地域などで、少ない数ではあるものの感染が続いています。
- ジカウイルス感染症は、ジカウイルスに感染した蚊に刺されることで感染しますので、上記地域においては、長袖の着用や虫除けスプレーの使用など、以下1(4)に記載の予防措置をとるよう心がけてください。
- 感染が疑われる場合は早期に医療機関を受診してください。

### 【本文】

#### 1 ジカウイルス感染症について

##### (1) 感染源

ジカウイルス感染症はジカウイルスによって引き起こされる蚊媒介性のウイルス感染症で、主に中南米、アフリカ、アジア太平洋地域などで発生しています。同ウイルスを保有するネッタイシマカやヒトスジシマカに刺されることで感染します。基本的に、感染したヒトから他のヒトに直接感染するような病気ではありませんが、輸血や性行為によって感染する場合があり、妊娠中の女性が感染すると胎児に感染する可能性があります。

##### (2) 症状

ジカウイルスに感染してから発症するまでの期間(潜伏期間)は2~12日(多くは2~7日)であり、発症すると軽度の発熱、発疹、結膜炎、関節痛、筋肉痛、疲労感、倦怠感、頭痛などを呈しますが、他の蚊媒介感染症であるデング熱やチクングニア熱より軽症と言われています。多くの場合、症状が現れず、感染に気づかないことがあります。妊娠中にジカウイルスに感染した場合には、母体から胎児への感染を起こすことがあります。小頭症やその他の神経障害などの先天異常や早産、流産を起こすことがあります。

##### (3) 治療方法

ジカウイルス感染症に対する有効なワクチンや特異的な治療法はなく、対症療法が行われます。十分な休息と水分補給を行ってください。

##### (4) 予防方法

ジカウイルスを媒介するネッタイシマカ、ヒトスジシマカは、わずかな水たまりでも繁

殖するため都市部でも多くみられます。蚊に刺されないようにすることが最善の予防方法です。上記発生地域においては、以下の点に十分留意の上、感染の予防に努めてください。

- 外出する際には長袖シャツ・長ズボンなどの着用により肌の露出を少なくする。
- 肌の露出した部分には、虫除けスプレーなどを使用する。
- 室内では網戸や蚊帳などを使用し、蚊の侵入を防ぐ。
- 電気蚊取り器、蚊取り線香及び殺虫剤などを効果的に使用する。
- 規則正しい生活と十分な睡眠、栄養をとることで抵抗力をつける。
- 蚊の繁殖を防ぐために、屋外の空容器を適切に廃棄する、屋外の貯水器に蓋をするなどし、水たまりなどの蚊の生息地、産卵場所をなくす。

また、性行為感染及び母体から胎児への感染のリスクを考慮し、流行地域に滞在中は症状の有無にかかわらず、性行為の際にコンドームを使用するか、性行為を控えるようご注意ください。また、流行地域から帰国した男女は、症状の有無にかかわらず、最低6か月間、パートナーが妊婦の場合は妊娠期間中、性行為の際にコンドームを使用するか、性行為を控えるようにしてください。

## ○ 参考情報

・厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000109881.html>

・厚生労働省検疫所(FORTH)

<https://www.forth.go.jp/moreinfo/topics/name80.html>

・国立健康危機管理研究機構(JIHS)

<https://id-info.jihs.go.jp/diseases/sa/zika-fever/010/zika-fever-info.html>

## 2 感染が疑われる場合

突然の発熱や発疹などのジカウイルス感染症が疑われる症状が現れ、症状が悪化した場合は、早期に医療機関を受診し、適切な治療を受けてください。渡航・滞在先での医療機関情報は、各日本国大使館・総領事館ホームページをご参照ください(本情報の末尾に在外公館連絡先リンクを掲載しています。)。また、帰国時又は帰国後に発熱など体調の異常がある場合や渡航先で医療機関を受診するなど体調に不安がある場合には、空港などの検疫所にご相談いただくか、近くの医療機関を受診し、海外への渡航歴を告げてください。

## 3 在留届及び「たびレジ」への登録のお願い

海外渡航前には、万一に備え、家族や友人、職場などに日程や渡航先での連絡先

を伝えておくようにしてください。3か月以上滞在する方は、緊急事態に備え、必ず在留届を提出してください。

在留届：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

また、3か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を隨時受けとれるよう、外務省の海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。

「たびレジ」：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

(問い合わせ窓口)

○ 外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：(代表)03-3580-3311(内線)2902、2903

(外務省関連課室連絡先)

○ 外務省領事局政策課(感染症情報)

電話：(代表)03-3580-3311

○ 外務省 海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版・スマートフォン)

<http://m.anzen.mofa.go.jp/mktop.asp> (フィーチャーフォン)

(現地在外公館連絡先)

各国の在外公館は以下をご参照ください。

○ 外務省ホームページ：在外公館リスト

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/link/zaigai/index.html>